

陳 情 文 書 表

1 件 名 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める陳情書

2 受 理 番 号 陳情第8号 令和6年11月8日受理

3 陳 情 者 社会保障推進千葉県協議会 会長 鈴木 徳男

4 要 旨

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が今年の4月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。2024年1月～10月の訪問介護事業所の倒産は72件（東京商工リサーチ11月7日付）と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。

訪問介護はとくに人手不足が深刻である。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約7万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は23年度で14.14倍と異常な高水準である。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしている。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月7,500円、25年度に月約6,000円と見込んでいる。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うよう内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情する。

5 付 託 委 員 会 教育民生常任委員会

陳 情 文 書 表

1 件 名 一般廃棄物処理業務における働き方改革等に関する陳情書

2 受 理 番 号 陳情第9号 令和6年11月18日受理

3 陳 情 者 木更津市一般廃棄物協同組合 代表理事 高橋 幹雄

4 要 旨

働き方改革について、現況国においては令和6年9月30日付けで「一般廃棄物処理業務における『労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等を踏まえた対応について（通知）」を各都道府県知事宛に発出した。そこで、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されている。

近年、3Kと言われている一般廃棄物収集運搬の業界における働き方改革を実現するためには、現在木更津市から受託している収集運搬業務について、現行の週6日の業務を週5日にして、従業員の年間の休暇日数を56日から120日前後まで増やす、または市民サービスの低下を招かぬように人員を増やすことにより、交代制勤務等によって各人が週休2日を確保する、いずれかの方法を考えていく必要がある。そのためには、人員確保のための予算の増額がなければ実現できない。

現状のままでは、働き世代の確保が難しくなり、市民サービスを維持することが困難になることが予想される。また、ここ数年にわたり、人件費や車両代、燃料費、修繕費等の大幅な値上がりにより、経営環境が極度に悪化し、このままでは適正な事業運営ができなくなり、延いては現状の市民サービスを維持することが難しくなる。

そこで、一般廃棄物収集運搬の公共性に鑑み、①ごみ回収日を週6日から5日にする事、②ごみの回収に伴う予算（委託費）を増額することを、市に求めていただくよう陳情する。

5 付 託 委 員 会 建設経済常任委員会